

山形県市町村職員退職手当組合格約（昭和三五年一〇月一日 指令地第一三七一九号）

改正	昭和三七年	四月	一日指令地第	九〇五三号	昭和三八年一〇月	二日指令地第二二五二七号
	昭和三九年一〇月	二八日指令地第	一二三二一五号	昭和四一年	三月二四日指令地第一六四三三号	
	昭和四二年	四月	一日指令地第	二〇号	昭和四二年	八月 九日指令地第 三三三四号
	昭和四三年一〇月	三日指令地第	七二八七号	昭和四四年	五月二六日指令地第	一一二六号
	昭和四四年一〇月	三〇日指令地第	七〇七三三号	昭和四六年	七月 一日指令地第	一八八五号
	昭和四六年一〇月	二二日指令地第	五四八八号	昭和四七年	七月一四日指令地第	二四九七号
	昭和四九年	三月二八日指令地第	一三四四七号	昭和五〇年	三月三二日指令地第	一五二〇一号
	昭和五三年	三月三一日指令地第	一四二二一三二一	昭和五四年	九月一九日指令地第	四六二四号
	昭和五五年十二月	二四日指令地第	八九三七号	昭和五六年一月	一九日指令地第	七一七号
	昭和五九年	八月一日指令地第	二八二四号	昭和六二年	八月一四日指令地第	七号
	昭和六三年	五月一〇日指令地第	二二	平成 四年	二月二三日指令地第	三四号
	平成 四年一〇月	一九日指令地第	三三	平成 五年	三月 一日指令地第	一二号
	平成 八年二月	四日指令地第	一二	平成一一年	八月一八日自治許第	六六四号
	平成一二年	四月 一日自治許第	四八六号	平成一四年	四月二三日総行市第	七〇号
	平成一七年	六月二七日総行市第	五九七号	平成一七年	九月二八日総行市第	七六〇号
	平成一七年一〇月	二八日総行市第	八一〇号	平成一九年	六月二二日総行市第	一〇〇号
	平成二〇年	二月 五日総行市第	二四号	平成二〇年	四月十八日総行市第	九七号
	平成二二年	二月 九日総行市第	二七号	平成二九年	三月十七日総行市第	一三三三

第一章 総則

（組合の名称）

第一条 この組合は、山形県市町村職員退職手当組合（以下「組合」という。）という。

（組合を組織する市町村等）

第二条 この組合は、山形県内の市町村（山形市、米沢市、酒田市及び天童市を除く。）および別記の一部事務組合（以下「組合市町村」という。）をもって組織する。

（組合の共同処理する事務）

第三条 この組合は、組合市町村の常勤の職員及びその遺族に対する退職手当に関する事務並びに市町村職員等の資質向上のための財団法人の設立に関する事務を共同処理する。

（組合の事務所の位置）

第四条 この組合の事務所は、山形市松波四丁目一番十五号山形県自治会館内に置く。

第二章 組合の議会

（議会の組織及び議員の選挙の方法）

第五条 この組合の議会の議員（以下「組合の議員」という。）の定数は、十人とする。

- 2 選挙の方法は、別表により選挙区並びに選挙区ごとの定数を定め、それぞれの選挙区において組合市町村の長が互選する。ただし、市町村の長が一部事務組合の長を兼ねている場合には、当該一部事務組合の長としての選挙権を行使することができない。

（議員の任期）

- 第六条 議員の任期は二年とする。ただし、再任をさまたげない。
- 2 補欠により議員となったものは、前任者の残任期間在任する。
- 3 組合の議員が組合市町村の長の職を失ったときは、同時に組合の議員の職を失う。

（議員の補欠選挙）

- 第六条の二 組合の議員に欠員が生じたときは、三月以内に補欠選挙を行わなければならない。

第七条 削除

（議長及び副議長）

- 第八条 組合の議会に議長及び副議長をおき、議員のうちから選挙する。

第三章 執行機関

（組合長及び副組合長等）

- 第九条 この組合に、組合長及び副組合長を置く。
- 2 組合長及び副組合長は、組合市町村の長のうちから組合の議会において選挙する。
- 3 組合長に事故があるとき、又は欠けたときは、副組合長がその職務を代理する。
- 4 組合長及び副組合長とともに事故あるとき、又は欠けたときはあらかじめ組合長の指定する職員がその職務を代理する。
- 5 この組合に会計管理者を一人置くこととし、組合長の補助機関である職員のうちから、組合長が命ずる。

（組合長及び副組合長の任期）

- 第十条 組合長及び副組合長の任期は、二年とする。

- 2 組合長又は副組合長が、組合市町村の長の職を失ったときは、同時にその職を失う。

（補助職員）

- 第十一条 第九条に定める者のほか、この組合に必要な職員を置く。

- 2 前項の職員は組合長が任免する。

（監査委員）

- 第十二条 この組合に監査委員二人を置く。

- 2 監査委員は、組合の議員及び識見を有する者のうちから、それぞれ一人を組合長が組合の議会の同意を得て選任する。

- 3 監査委員の任期は、組合の議員のうちから選任されるものにあつては、組合の議員の任期によるものとし、識見を有する者のうちから選任されるものにあつては四年とする。

- 4 監査委員は、非常勤とする。

第十三条 削除

第四章 退職手当を受ける者及び退職手当の額並びに支給方法

（退職手当の支給を受ける者の範囲）

第十四条 組合から退職手当を受ける者は、条例で定める組合市町村の常勤職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員を除く。以下「職員」という。）でその者が退職し、又は死亡した場合におけるその者又はその者の遺族とする。

（退職手当の額及びその支給方法）

第十五条 退職手当の額及びその支給方法は、国家公務員の例により別に条例で定める。

第五章 組合の経費の支弁方法及び資産の管理

（組合経費の支弁方法）

第十六条 組合の経費は、次の収入をもつて支弁する。

- 一 組合市町村の負担金
- 二 組合の財産から生ずる収入
- 三 その他の収入

（組合市町村の負担金）

第十七条 組合市町村は、退職手当の支給に要する費用及び組合の事務費に要する費用に充てるため、毎月職員の給料月額に条例で定める率を乗じて得た金額を負担しなければならない。ただし、特に必要ある場合は右に規定する金額のほか、条例で定める額を負担しなければならない。

2 前項本文に規定する組合市町村の負担金の算定に用いる率は、退職者数又は退職予定者数及び事務費その他の事情を合理的に考慮して算出する。

（資産の管理）

第十八条 組合の資産は組合長が管理する。

2 組合の資産は、銀行預金、信託預金又は組合議会の承認を得た方法等により安全にして、かつ、確実に管理しなければならない。

第六章 補則

（組合からの加入脱退）

第十九条 組合市町村が組合市町村でなくなった場合、または新たに市町村（一部事務組合を含む。）が組合に加入する場合の取扱いは、別に条例で定める。

附 則 （昭和三十五年指令地第一三七一九号）

この規約は、昭和三十五年十月一日から施行する。

附 則 （昭和三十七年指令地第九〇五三号）

この規約は、許可の日から施行する。

附 則 （昭和三十八年指令地第二一五二七号）

この規約は、許可のあった日から施行する。

附 則 （昭和三十九年指令地第一二三二五号）

この規約は、許可のあった日から施行する。

附 則 （昭和四十一年指令地第一六四三二号）

この規約は、許可の日から施行する。

附 則 （昭和四十二年指令地第二〇号）

この規約は、許可の日から施行し、昭和四十二年四月一日から適用する。

附 則 (昭和四十二年指令地第三五三四号)

この規約は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十六条第一項の規定に基づく山形県知事の許可の日から施行し、昭和四十二年四月一日から適用する。

附 則 (昭和四十三年指令地第七二八七号)

この規約は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十六条第一項の規定に基づく山形県知事の許可の日から施行し、第一条の改正規定は、昭和四十三年四月一日から、第二条の改正規定は昭和四十三年六月一日から適用する。

附 則 (昭和四十四年指令地第一一二六号)

この規約は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十六条第一項の規定に基づく山形県知事の許可の日から施行する。

附 則 (昭和四十四年指令地第七〇七三三号)

この規約は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十六条第一項の規定に基づく山形県知事の許可の日から施行する。

附 則 (昭和四十六年指令地第一八八五号)

この規約は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十六条第一項の規定に基づく山形県知事の許可の日から施行する。ただし、最上広域市町村圏事務組合に係る改正規定は、昭和四十六年四月一日から適用する。

附 則 (昭和四十六年指令地第五四八八号)

この規約は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十六条第一項の規定に基づく山形県知事の許可の日から施行し、昭和四十六年七月十三日から適用する。ただし、真室川町金山町共同衛生処理組合に係る改正部分は、昭和四十六年八月一日から適用する。

附 則 (昭和四十七年指令地第二四九七号)

この規約は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十六条第一項の規定に基づく山形県知事の許可の日から施行し、昭和四十七年四月一日から適用する。

附 則 (昭和四十九年指令地第一三四四七号)

1 この規約は、昭和四十九年四月一日から施行する。

2 施行の日の前日において、この規約による改正前の山形県市町村職員退職手当組合格約の規定による組合の議員(組合長及び副組合長の職にある組合の議員を除く。)組合長、副組合長及び監査委員の職にある者は、この規約による改正後の山形県市町村職員退職手当組合格約(以下「改正後の組合規約」という。)の規定により、組合の議員にあつてはそれぞれの選挙区から互選されたものと、組合長及び副組合長にあつては選挙されたものと、監査委員にあつては選任されたものとみなす。

3 前項の規定による者及び改正後の規約により新たに互選された組合の議員の任期は、改正後の規約の規定にかかわらず、昭和五十年九月三十日までとする。

附 則 (昭和五十年指令地第一五二〇一号)

この規約は、昭和五十年四月一日から施行する。ただし、最上中部牧場管理組合にかかる改正部分は、昭

和四十九年四月一日から適用する。

附 則 （昭和五十三年指令地第一四二三一号）

この規約は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十六条第一項の規定による山形県知事の許可のあった日から施行する。

附 則 （昭和五十四年指令地第四六二四号）

この規約は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十六条第一項の規定による山形県知事の許可のあった日から施行する。

附 則 （昭和五十五年指令地第八九三七号）

この規約は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十六条第一項の規定に基づく山形県知事の許可の日から施行する。

附 則 （昭和五十六年指令地第七一一七号）

この規約は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十六条第一項の規定に基づく山形県知事の許可の日から施行する。ただし、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合に係る改正規定は、昭和五十六年四月一日から適用する。

附 則 （昭和五十九年指令地第二八二四号）

この規約は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十六条第一項の規定による山形県知事の許可の日から施行する。

附 則 （昭和六十二年指令地第七号）

1 この規約は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十六条第一項の規定による山形県知事の許可のあった日から施行する。

2 この規約による改正後の山形県市町村職員退職手当組合理約の規定は、昭和六十二年七月一日から適用する。

附 則 （昭和六十三年指令地第二号）

この規約は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十六条第一項の規定による山形県知事の許可の日から施行し、この規約による改正後の山形県市町村職員退職手当組合理約の規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。

附 則 （平成四年指令地第三十四号）

この規約は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十六条第一項の規定による山形県知事の許可のあった日から施行する。

附 則 （平成四年指令地第三号）

この規約は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十六条第一項の規定による山形県知事の許可のあった日から施行する。

附 則 （平成五年指令地第二二号）

この規約は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十六条第一項の規定による山形県知事の許可のあった日から施行する。

附 則 （平成八年指令地第二二号）

この規約は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十六条第一項の規定による山形県知事の許可のあった日から施行する。

附 則 （平成十一年自治許第六六四号）

この規約は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十六条第一項の規定による自治大臣の許可を受けた日から施行する。

附 則 （平成十二年自治許第四八六号）

この規約は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十六条第一項の規定による自治大臣の許可を受けた日から施行する。

附 則 （平成十四年総行市第七〇号）

この規約は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十六条第二項の規定による総務大臣の許可を受けた日から施行する。

附 則 （平成十七年総行市第五九七号）

この規約は、平成十七年七月一日から施行する。

附 則 （平成十七年総行市第七六〇号）

（施行期日）

1 この規約は、平成十七年十月一日から施行する。ただし、附則第二項の規定は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）第九条の二第一項の規定による総務大臣の許可を受けた日から施行する。

（議員の任期及び定数の特例）

2 平成十七年九月三十日において山形県市町村職員退職手当組合議会の議員（以下「組合の議員」という。）の職にある者の任期は、組合規約第六条第一項及び第二項の規定にかかわらず平成十八年二月二十八日までとする。

3 前項の規定により組合の議員の職にある者の数がこの規約による変更後の組合規約第五条及び別表に規定する議員の定数を超えているときは、当該議員の任期中は、その数を以って定数とする。ただし、議員に欠員を生じたときは、これに応じてその定数は、当該定数に至るまで減少するものとする。

附 則 （平成十七年総行市第八一〇号）

（施行期日）

1 この規約は、平成十七年十一月一日から施行する。

（議員定数の特例）

2 平成十七年十月三十一日において山形県市町村職員退職手当組合議会の議員の職にある者の数がこの規約による変更後の組合規約第五条及び別表に規定する議員の定数を超えているときは、当該議員の任期中は、その数を以って定数とする。ただし、議員に欠員を生じたときは、これに応じてその定数は、当該定数に至るまで減少するものとする。

附 則 （平成十九年総行市第一〇〇号）

この規約は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十六条第二項の規定による総務大臣の許可を受けた日から施行する。

附 則 （平成二十年総行市第二四号）

この規約は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十六条第二項の規定による総務大臣の許可を受けた日から施行し、平成十九年四月一日から適用する。

附 則 （平成二十年総行市第九七号）

この規約は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十六条第一項の規定による総務大臣の許可を受けた日から施行し、平成二十年四月一日から適用する。

附 則 （平成二十一年総行市第二七号）

この規約は、水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第十条の規定に基づく厚生労働大臣の認可を受け月山水道企業団上水道事業の鶴岡市上水道事業との統合の効力が発生する日から施行する。

附 則 （平成二十九年総行市第一三三号）

この規約は、平成二十九年四月一日から施行する。

別記

- 1 山形県消防補償等組合
- 2 山形県自治会館管理組合
- 3 最上川中部水道企業団
- 4 最上広域市町村圏事務組合
- 5 置賜広域行政事務組合
- 6 西村山広域行政事務組合
- 7 西置賜行政組合
- 8 尾花沢市大石田町環境衛生事業組合
- 9 北村山公立病院組合
- 10 北村山広域行政事務組合
- 11 酒田地区広域行政組合
- 12 東根市外二市一町共立衛生処理組合
- 13 置賜広域病院企業団

別表 山形県市町村職員退職手当組合議員選挙区分

選挙区	組 合 市 町 村 名	議員の定数
第一区	鶴岡市、新庄市、寒河江市、山市、長井市、東根市、尾花沢市、南陽市、村山市、最上広域市町村圏事務組合、置賜広域行政事務組合、西村山広域行政事務組合、西置賜行政組合、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合、北村山公立病院組合、北村山広域行政事務組合、酒田地区広域行政組合、東根市外二市一町共立衛生処理組合、置賜広域病院企業団	三人
第二区	山辺町、中山町、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町、山形県消防補償等組合、山形県自治会館管理組合、最上川中部水道企業団	二人
第三区	金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵町、鮭川村、戸沢村	二人
第四区	高島町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町	二人
第五区	庄内町、三川町、遊佐町	一人